

衆議院法務委員会ニュース

平成 20.2.26 第 169 回国会第 2 号

2月26日、第2回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・鳩山法務大臣、河井法務副大臣、古川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

清水 鴻一郎君(自民)

- ・裁判員制度に対する批判的な意見もあるが、この制度の意義について法務大臣はどのように考えているのか。また、国民の理解を深めるために、どのような具体的な取組をしていこうと考えているのか。
- ・実刑と執行猶予の差が大きいこと、死刑と無期懲役の差が大きいことといった刑事司法に関する問題について、法務大臣はどのように考えているのか。
- ・医師による異状死体の届出について、警察でなく、専門家で構成される委員会に対して届出をさせる制度に改めることが検討されているが、これについて法務大臣はどのように考えているのか。

馬 渡 龍 治君(自民)

- ・約 30%の再犯者によって全体の約 60%の犯罪が行われている今日の状況では再犯防止が重要だが、そのために法務省ではどのような取組を行っているのか。
- ・再犯防止には就職が効果的であり、この観点から受刑者の円滑な社会復帰のための職業訓練が必要だが、具体的にどのような取組を行っているのか。
- ・個人識別情報を利用した入国審査手続の実施状況及び平成 21 年までに不法滞在者数を半減させる計画と平成 22 年までに外国人旅行者を 1 千万人に増加させる観光立国の推進について、法務大臣はどのように考えるか。

神 崎 武 法君(公明)

- ・いわゆる「ロス疑惑」に関して、サイパンで三浦和義氏が逮捕されたが、法務大臣の感想を伺いたい。
- ・法務大臣の冤罪の意義に関する認識は一般の認識とは合致していなかったが、法務大臣が検察長官会同において志布志(鹿児島県議選)事件を「冤罪」と呼ぶべきでない旨の発言をした真意を伺いたい。
- ・司法解剖や行政・承諾解剖の根拠となる刑事訴訟法と死体解剖保存法には遺族への情報提供の規定はないが、遺族に情報を開示する制度が必要ではないか。

- ・最高検察庁の「取調べの録音・録画の試行の検証について(中間とりまとめ)」において、一部の録音・録画は積極的に評価する一方で、すべての過程の録音・録画は取調べの機能に支障をきたすとしているのはなぜか。

細 川 律 夫君(民主)

- ・いわゆる「ロス疑惑」に関して、サイパンで三浦和義氏が逮捕されたこと、また、日本で無罪判決が確定した事件について他国で逮捕状が執行されたことを、法務大臣はどのように考えているのか。
- ・検察長官会同において、法務大臣が志布志(鹿児島県議選)事件を「冤罪」と呼ぶべきでない旨の発言をした真意と、同事件の元被告人に対し法務大臣が謝罪したのかを伺いたい。
- ・死刑に関するベルトコンベヤー発言、友人の友人がアルカイダであるとの発言等は、法務大臣としての適性を欠く発言であると思うが、法務大臣の考えを伺いたい。

加 藤 公 一君(民主)

- ・法務大臣の所信表明に、「国際テロに関する調査の充実・強化をより一層図り、テロの未然防止に努める」とあるが、具体的にどのような調査をどのような手段・方法で充実強化していくのか。
- ・法務大臣が検察長官会同の訓示で、志布志(鹿児島県議選)事件について「冤罪」と呼ぶべきでない旨の発言をしたことに関し、元被告の方々に謝罪するとともに、誤った訓示をしたことについて、正式な手続で発言を訂正すべきではないのか。
- ・受刑者の社会復帰のためには、実社会の就労に役立つ職業訓練を行う必要があるが、法務大臣は、これまでに受刑者に対して行われていた職業訓練が、社会のニーズに合っていたと考えているのか。

河 村 たかし君(民主)

- ・最高裁判所における傍聴について、南門から入らせ屋外

に待機させる対応を正面玄関から入らせるように改める必要があると思うがどうか。

- ・法務省制作の広報用ビデオに出演した義家弘介氏が参議院通常選挙に立候補し、ビデオが使用できなくなった問題について、法務省はどのような対応をとっているのか。
- ・名古屋刑務所事件において、無罪になった佐藤刑務官の事件は「冤罪」であるか、法務大臣の見解を伺いたい。

保 坂 展 人君（社民）

- ・志布志（鹿児島県議選）事件の当事者に対して法務大臣が謝罪をする機会を設けるべきでないか。また、本件について法務省事務局は謝罪をすべきではないか。
- ・徳島刑務所の医師による診療行為には不適切なものがあったのではないか。また、同医師の診療行為が不適切であると判断された場合に、厳正な処分を行うつもりか。

滝 実君（無）

- ・血液製剤投与によるC型肝炎ウイルスの感染が判明した後、医療機関及び厚生労働省が感染防止策を取らなかったことは、刑法の傷害罪の対象になりうるのではないか。
- ・厚生労働省は、血液製剤によるC型肝炎ウイルスに感染した患者を特定する方策をどのように考えているのか。
- ・法務省は、空港会社の外資規制についてどのように考えているのか。